

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により，大規模小売店舗の変更の届出がありましたので，法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告するとともに，その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお，この公告に係る，大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，法第8条第2項に基づき，この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成24年5月23日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

サンダイコー株式会社

代表取締役 寺尾 純

京都府船井郡京丹波町須知色紙田23番地の1

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンダイコー 京北店

京都市右京区京北周山町馬場瀬1

(2) 変更事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から 午後8時15分まで	午前8時30分から 午後8時15分まで

(3) 変更年月日

平成24年7月1日

3 届出年月日

平成24年4月27日

4 縦覧場所，期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成24年5月23日（水）から平成24年9月24日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成24年9月24日（月）

（産業観光局商工部商業振興課）